

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する基本計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の背景・目的

サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、平成8年の建設から29年が経過し、設備の老朽化に伴う冷凍機の更新に多額の費用が生じることや利用者数の低迷等を受け、令和2年3月策定の「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」（以下「再配置計画」という。）において、今後も利用者数の増加が見込まれない場合は、アイススケート場としての利用を廃止し、通年利用が可能な多目的屋内広場へ用途変更し活用を図ることとした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設の方針を判断するための適正な数値が得られないことから、令和5年度において判断材料を整えて方針を決定することとした。

これを受け、令和5年度に実施したアイススケート場の活用のあり方に関する調査検討委託業務の考察まとめに基づき、令和6年7月に、浜田市として「サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、屋内人工芝施設（または体育館施設）として機能を転用する。」ことを方針決定したところである。

また、本市では人口減少対策を重要課題の一つと位置付けており、市政運営における最上位計画である「第2次浜田市総合振興計画 後期基本計画」においても「若者が暮らしたいまちづくり」を目指した施策に重点的に取り組むこととしている。

アイススケート場の効果的・合理的な活用方法については、これらの点に十分留意しながら、より多くの若者や子育て世代に利用される施設となるよう具体的な検討を行う必要がある。

以上のことから、サン・ビレッジ浜田アイススケート場は、令和5年度に取りまとめた「アイススケート場の活用のあり方に関する調査検討業務報告書」を踏まえ、屋内人工芝施設または体育館施設を基本とした機能転用を図るために、各種スポーツ団体等を中心とした利用者の意向等さまざまな視点から調査・検討を行い、施設の機能、性格、整備方針を明らかにするとともに、導入施設の選定、規模、配置、事業費及び管理運営等の具体的な活用策及び施設整備方針を明確にするために本基本計画策定業務を実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する基本計画策定業務

(2) 委託業務の内容

別紙「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する基本計画策定業務委託に係る業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

(4) 委託料上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分類「役務」の大分類「企画・制作」の「アンケート・計画策定」に登録されている者。

* 参加の意向があつて現在、有資格者名簿に登録がない場合は、教育委員会スポーツ振興課へ事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。そのうえで、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 7 年 5 月 22 日（木）までに郵送すること（当日消印有効）。また、島根県電子調達システムからの申請にあたっては、申請先は浜田市のみを選択すること。

(3) 公告（募集開始）の日（令和 7 年 5 月 7 日）において、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第 13 条第 3 項において準用する浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止の期間にない者。

4 スケジュール

| No. | 項目 | 実施日 | 備考 |
|-----|----------------------------|--|-----------------|
| 1 | 参加事業者の募集開始 | 令和 7 年 5 月 7 日（水） | ホームページ |
| 2 | 質問書受付期限 ※随時回答 | 令和 7 年 5 月 7 日（水）～ 令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時 | 電子メールによる |
| 3 | 参加表明書等提出〆切 （関連提出書類を含む。） | 令和 7 年 5 月 29 日（木）正午 | 持参又は郵送 ※正午必着 |
| 4 | 参加資格確認結果通知・ 提案書提出依頼 | 令和 7 年 6 月 2 日（月） | |
| 5 | 企画提案書等提出〆切 | 令和 7 年 6 月 20 日（金）正午 | 持参又は郵送 ※正午必着 |

| | | | |
|---|-------------------------|--------------|--------------------------|
| 6 | プロポーザル審査 (プレゼンテーション) | 令和7年7月10日(木) | プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度 |
| 7 | 選定結果通知・契約協議等選定業者と契約締結 | 令和7年7月16日(水) | |

5 公募書類等の入手方法

募集要領及び企画提案書様式等については次のとおりとする。

- (1) 配布期間
令和7年5月7日(水)から令和7年6月20日(金)まで
- (2) 資料配布方法
浜田市ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布する。
※窓口又は郵送等での配付は行わない。

6 参加手続等について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加表明書を提出すること。

- (1) 参加申込
 - ア 提出期限 令和7年5月29日(木)正午必着
 - イ 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までに到着したものに限り。
 - ウ 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地(北分庁舎2階)
浜田市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係
 - エ 提出書類 (各1部) ・公募型プロポーザル方式参加表明書(様式第1号)
・事業者概要書(様式第2号)
- (2) 資格要件の確認
参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和7年6月2日(月)までに申込者へ文書で通知するとともに、提案資格を有するものに対し、提案書の提出を依頼する。

7 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書(様式第3号)により提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月20日(火)
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。
- (3) 電子メールアドレス sports@city.hamada.lg.jp
- (4) 回答方法 質問の要旨と回答は、浜田市ホームページに掲載する。
(質問者名は非公表)

ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じる恐れがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

8 企画提案書等の提出

提案資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。
なお、企画提案書の提出は1者につき1件とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式）

- ・業務実施にあたっての基本的な取組方針について記載すること。
- ・仕様書の「7 業務内容」に掲げる以下の項目について、業務実施上のポイントと具体的な取組内容、業務の進め方等を記載すること。

項目① 現況の把握及び計画条件の整理

項目② 施設再整備の内容の検討

項目③ 事業・維持管理・運営方針の検討

項目④ 整備工程等の整理

項目⑤ 基本計画書の作成

- ・仕様書に定める「7 業務内容」以外に独自に提案できる事項（より効果的な情報収集や業務遂行のための工夫等）がある場合には、その内容を具体的に記載すること。
- ・本業務の実施スケジュールを作業項目ごとに示すこと。

ウ 業務実施体制表（様式第5号）

エ 業務実績調書（様式第6号）

- ・過去5年間で実施した本業務と同種又は類似の業務実績があれば提出すること。

オ 見積書（任意様式）

- ・見積書には内訳書を添付すること。
- ・見積限度額は5,000,000円（税込）とする。これを超える金額での提案は認められないので注意すること。

(2) 提出部数 11部（ただし、企画提案書提出届（様式第4号）は1部）

(3) 提出期限 令和7年6月20日（金）正午必着

(4) 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までにスポーツ振興課に到着したものに限り。

(5) 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地（北分庁舎2階）
浜田市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係

(6) 留意事項 提出期限後における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

9 企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日 令和7年7月10日（木） ※詳細については別途通知する。
- (2) 実施方法 対面形式により実施する。
- (3) 場 所 浜田市役所内会議室を予定。
- (4) 出席者 プレゼンテーションに出席できる者は、最大3名とする。
- (5) 実施内容 ア プレゼンテーションは、提案説明を20分以内で行い、その後、質疑応答を20分以内で行う。
イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。
- (6) その他 ア プレゼンテーションでのパワーポイントの使用を可とする。
その際、必要となるプロジェクター、スクリーン、プロジェクター用コードの機器は本市にて準備する。
イ プロポーザル審査（プレゼンテーション）は非公開で実施する。

10 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用に関する基本計画策定業務委託事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）が別紙「評価基準表」に基づいて審査し、最優秀提案者（委託候補者）の選考を行う。

審査会での最優秀提案者の選定にあたっては、60点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は選定見送りとする。

ただし、参加者が6者以上の場合は、選定審査会において書類審査を実施し、5者以下に選考しプロポーザル審査を実施する。

なお、参加者が1者の場合でもプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合にのみ委託候補者とする。

(2) 審査結果

審査結果については、電子メール及び郵送により参加者全員へ通知する。また、市ホームページで、①最優秀提案者名（委託候補者名）、②評価順位（最優秀提案者以外の者は仮名で公表）、③評価点について公表する。

(3) 異議申し立て

審査結果については、いかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合

- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不適当と認められた場合

12 契約方法

選定審査会における審査結果により決定した委託候補者と協議し、市と委託候補者の両者が合意に至った後、業務委託契約を締結する。

また、委託候補者との協議において、合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除する。

13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 本業務における成果品に関する著作権等、一切の権利は浜田市に帰属するものとする。
- (4) 参加表明書提出以降にプロポーザルへの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（任意様式）を担当課へ提出すること。
- (5) 提出書類は、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (6) 提出書類は、提案資格の確認及び受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (7) 提出書類は、返却しない。

14 担当課の名称及び連絡先

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地（北分庁舎）

浜田市教育委員会 スポーツ振興課 スポーツ振興係 担当：曾我（そが）

TEL 0855-25-9721

FAX 0855-23-5758

電子メールアドレス sports@city.hamada.lg.jp